

2

令和 5 年 度

石 卷 市 各 種 会 計 予 算

石 卷 市

目

次

(令和5年2月9日提出)

頁

第2 1号議案	令和5年度石巻市一般会計予算	1
第2 2号議案	令和5年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算.....	13
第2 3号議案	令和5年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算	19
第2 4号議案	令和5年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算	25
第2 5号議案	令和5年度石巻市介護保険事業特別会計予算	31
第2 6号議案	令和5年度石巻市病院事業会計予算	37
第2 7号議案	令和5年度石巻市下水道事業会計予算	41

石 巻 市 一 般 会 計

第21号議案

令和5年度石巻市一般会計予算

令和5年度石巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(報酬に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月9日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 市税		19,164,101
	1 市民税	7,393,032
	2 固定資産税	8,768,358
	3 軽自動車税	473,341
	4 市たばこ税	1,333,286
	5 入湯税	27,624
	6 都市計画税	1,168,460
2 地方譲与税		755,425
	1 地方揮発油譲与税	167,600
	2 自動車重量譲与税	483,200
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	70,524
	5 特別とん譲与税	34,100
3 利子割交付金		4,100
	1 利子割交付金	4,100
4 配当割交付金		62,900
	1 配当割交付金	62,900
5 株式等譲渡所得割交付金		72,300
	1 株式等譲渡所得割交付金	72,300
6 法人事業税交付金		332,400
	1 法人事業税交付金	332,400
7 地方消費税交付金		3,417,700
	1 地方消費税交付金	3,417,700
8 自動車環境性能割交付金		67,500
	1 自動車環境性能割交付金	67,500
9 地方特例交付金		176,400
	1 地方特例交付金	176,400
10 地方交付税		19,149,100
	1 地方交付税	19,149,100
11 交通安全対策特別交付金		21,000
	1 交通安全対策特別交付金	21,000
12 分担金及び負担金		486,718
	1 負担金	486,718
13 使用料及び手数料		1,542,484
	1 使用料	1,425,773
	2 手数料	116,711
14 国庫支出金		9,445,334
	1 国庫負担金	6,322,498
	2 国庫補助金	3,072,486
	3 国庫委託金	50,350
15 県支出金		4,304,562

		(単位：千円)
款	項	金額
	1 県負担金	2,400,431
	2 県補助金	1,574,418
	3 県委託金	329,713
16 財産収入		226,165
	1 財産運用収入	173,895
	2 財産売却収入	52,270
17 寄附金		1,003
	1 寄附金	1,003
18 繰入金		6,077,591
	1 基金繰入金	6,077,590
	2 特別会計繰入金	1
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		1,821,216
	1 延滞金加算金及び過料	12,411
	2 市預金利子	63
	3 貸付金元利収入	834,819
	4 受託事業収入	6,782
	5 雑入	967,141
21 市債		4,972,000
	1 市債	4,972,000
歳入	合計	72,100,000

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		396,933
	1 議会費	396,933
2 総務費		7,459,602
	1 総務管理費	6,037,554
	2 徴税費	669,289
	3 戸籍住民基本台帳費	529,954
	4 選挙費	146,357
	5 統計調査費	25,665
	6 監査委員費	50,783
3 民生費		22,802,067
	1 社会福祉費	6,313,519
	2 老人福祉費	5,332,303
	3 児童福祉費	8,156,459
	4 生活保護費	2,757,968
	5 災害救助費	241,818
4 衛生費		7,443,464
	1 保健衛生費	4,110,988
	2 清掃費	3,020,958
	3 上水道費	311,518
5 労働費		74,044
	1 労働福祉費	74,044
6 農林水産業費		2,716,364
	1 農業費	1,349,127
	2 林業費	304,261
	3 水産業費	1,062,976
7 商工費		2,059,422
	1 商工費	2,059,422
8 土木費		8,509,286
	1 土木管理費	368,713
	2 道路橋りょう費	1,532,036
	3 河川費	110,639
	4 港湾費	44,858
	5 都市計画費	5,450,430
	6 住宅費	1,002,610
9 消防費		4,059,322
	1 消防費	4,059,322
10 教育費		10,044,973
	1 教育総務費	1,079,005
	2 小学校費	1,536,032
	3 中学校費	3,215,993
	4 高等学校費	454,876

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 幼稚園費	629,044
	6 社会教育費	1,314,890
	7 保健体育費	1,815,133
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		6,334,521
	1 公債費	6,334,521
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	72,100,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市報作成業務	令和6年度から 令和8年度まで	52,084
オフィスアプリケーション使用料	令和5年度分	令和6年度から 令和9年度まで 149,600
仮想化サーバソフトウェアライセンス使用料	令和6年度から 令和7年度まで	7,404
仮想化基盤稼動維持保守業務	令和5年度分	令和6年度 3,267
納税通知書作成等業務 (市・県民税普通徴収分)	令和5年度分	令和5年度から 令和8年度まで 9,350
納税通知書作成等業務 (固定資産税)	令和5年度分	令和5年度から 令和6年度まで 9,328
納税通知書作成等業務 (軽自動車税)	令和5年度分	令和5年度から 令和7年度まで 6,457
税公金収納機借上料	令和6年度から 令和7年度まで	2,112
督促状作成等業務	令和5年度分	令和5年度から 令和6年度まで 3,061
口座振替関係通知書作成等業務	令和5年度分	令和5年度から 令和6年度まで 3,872
市税等納税管理及び徴収補助等業務	令和5年度分	令和5年度から 令和8年度まで 78,267
戸籍システムクラウドサービス利用料	令和6年度から 令和10年度まで	74,958
戸籍システム借上料	令和5年度分	令和6年度から 令和10年度まで 44,353
コンビニ交付システムクラウドサービス利用料	令和6年度から 令和10年度まで	19,074
ひとりぐらし老人緊急通報システム管理等業務	令和6年度から 令和9年度まで	委託事業者と締結する単価契約に基づく業務委託料
子ども・子育て支援事業計画策定業務	令和6年度	4,500
自動体外式除細動器借上料	令和5年度分	令和6年度から 令和10年度まで 13,020

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
「石巻市北鰯山墓地移転資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	令和5年度分	令和6年度から 令和10年度まで 借入残高に係る利子に相当する額
「石巻市北鰯山墓地移転資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	令和5年度分	令和5年度から 令和11年度まで 未償還元金の10%に相当する額
雄勝クリーンセンター解体事業	令和6年度	109,200
「石巻市中小企業融資あっせん規則」に基づく資金融資に係る損失補償	令和5年度分	令和5年度から 令和18年度まで 融資預託金の10/100以内に相当する額
「石巻市小企業小口融資あっせん規則」に基づく資金融資に係る損失補償	令和5年度分	令和5年度から 令和15年度まで 融資預託金の10/100以内に相当する額
「石巻市中小企業災害等資金利子補給金交付要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給	令和5年度分	令和5年度から 令和9年度まで 借入残高に対して年1.0%以内に相当する額
空家等実態調査・システム構築業務	令和6年度	18,700
蛇田中学校仮設校舎借上料	令和5年度から 令和8年度まで	592,383
学校給食センター調理等業務	令和5年度分	令和5年度から 令和8年度まで 517,414
自動体外式除細動器借上料(学校施設)	令和5年度分	令和6年度から 令和10年度まで 9,240
自動体外式除細動器借上料(社会教育施設)	令和5年度分	令和6年度から 令和10年度まで 372
LED照明灯借上料(公民館)	令和6年度から 令和10年度まで	5,229
LED照明灯借上料(社会体育施設等)	令和5年度から 令和10年度まで	291,195

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域交通対策事業債	4,000	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
子ども医療対策債	46,600			
保育所施設整備事業債	10,000			
保育所施設解体事業債	38,000			
保健衛生事業債	50,000			
上水道施設整備事業債	13,100			
清掃施設解体事業債	192,600			
農業施設整備事業債	167,100			
漁港海岸施設整備事業債	242,500			
観光施設整備事業債	71,400			
道路新設改良事業債	180,000			
急傾斜地崩壊対策事業債	30,000			
流路改良事業債	27,000			
街路整備事業債	461,900			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業債	105,300			
駅前広場整備事業債	17,100			
消防施設整備事業債	740,600			
防災施設整備事業債	95,000			
小学校施設整備事業債	105,500			
中学校施設整備事業債	1,732,400			
幼稚園園児輸送事業債	37,700			
保健体育施設整備事業債	8,000			
臨時財政対策債	331,900			

石巻市水産物地方卸売市場事業

特 別 会 計

第22号議案

令和5年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算

令和5年度石巻市の水産物地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ393,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		144,786
	1 使用料	144,786
2 県支出金		445
	1 県委託金	445
3 繰入金		99,119
	1 一般会計繰入金	99,119
4 諸収入		149,511
	1 雑入	149,511
歳 入 合 計		393,861

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 水産物地方卸売市場費		383,120
	1 水産物地方卸売市場費	383,120
2 災害復旧費		1
	1 市場施設災害復旧費	1
3 公債費		10,740
	1 公債費	10,740
歳 出 合 計		393,861

石 卷 市 国 民 健 康 保 険 事 業

特 別 会 計

第23号議案

令和5年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度石巻市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,291,270千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月9日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 国民健康保険税		2,345,917
	1 国民健康保険税	2,345,917
2 使用料及び手数料		162
	1 手数料	162
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		12,069,672
	1 県負担金	12,069,672
5 財政安定化基金交付金		1
	1 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		33
	1 財産運用収入	33
7 繰入金		1,819,849
	1 一般会計繰入金	1,196,502
	2 基金繰入金	623,347
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		55,634
	1 延滞金加算金及び過料	18,001
	2 雑入	37,633
歳入合計		16,291,270

2 歳出		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		171,200
	1 総務管理費	122,867
	2 徴税費	47,303
	3 運営協議会費	1,030
2 保険給付費		11,920,445
	1 療養諸費	10,215,267
	2 高額療養費	1,641,968
	3 移送費	400
	4 出産育児諸費	42,021
	5 葬祭諸費	15,000
6 傷病手当金		5,789
	6 傷病手当金	5,789
3 国民健康保険事業費納付金		3,969,681
	1 医療給付費分	2,736,356
	2 後期高齢者支援金等分	884,934
3 介護納付金分		348,391
	3 介護納付金分	348,391
4 保健事業費		169,180
	1 特定健康診査等事業費	144,637
2 保健事業費		24,543
	2 保健事業費	24,543
5 基金積立金		33
	1 基金積立金	33
6 諸支出金		30,731
	1 償還金及び還付加算金	30,731
7 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		16,291,270

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納税通知書作成等業務	令和5年度分	令和5年度から令和6年度まで	8,635
督促状作成等業務	令和5年度分	令和5年度から令和6年度まで	2,021
口座振替関係通知書作成等業務	令和5年度分	令和5年度から令和6年度まで	968
市税等納税管理及び徴収補助等業務	令和5年度分	令和5年度から令和8年度まで	78,267
税公金収納機借上料		令和6年度から令和7年度まで	1,690

石 巻 市 後 期 高 齢 者 医 療

特 別 会 計

第24号議案

令和5年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度石巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,043,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月9日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,450,995
	1 後期高齢者医療保険料	1,450,995
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		532,882
	1 一般会計繰入金	532,882
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		59,164
	1 延滞金及び過料	171
	2 受託事業収入	54,742
	3 雑入	4,251
歳 入	合 計	2,043,044

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		57,072
	1 総務管理費	47,976
	2 徴収費	9,096
2 保健事業費		74,551
	1 健康診査事業費	74,551
3 後期高齢者医療広域連合納付金		1,907,170
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,907,170
4 諸支出金		4,251
	1 償還金及び還付加算金	4,250
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	2,043,044

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納入通知書作成等業務	令和 5年度分	令和5年度から 令和6年度まで	3,014
督促状作成等業務	令和 5年度分	令和5年度から 令和6年度まで	289
市税等納税管理及び徴収 補助等業務	令和 5年度分	令和5年度から 令和8年度まで	8,697
税公金収納機借上料		令和6年度から 令和7年度まで	212

石 巻 市 介 護 保 険 事 業

特 別 会 計

第25号議案

令和5年度石巻市介護保険事業特別会計予算

令和5年度石巻市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,011,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月9日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		2,866,244
	1 介護保険料	2,866,244
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		3,593,014
	1 国庫負担金	2,463,201
	2 国庫補助金	1,129,813
4 支払基金交付金		3,904,678
	1 支払基金交付金	3,904,678
5 県支出金		2,135,168
	1 県負担金	1,986,760
	2 県補助金	148,408
6 財産収入		53
	1 財産運用収入	53
7 繰入金		2,511,945
	1 一般会計繰入金	2,330,802
	2 基金繰入金	181,143
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		433
	1 延滞金及び過料	2
	2 貸付金元利収入	360
	3 雑入	71
歳 入	合 計	15,011,538

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		247,610
	1 総務管理費	135,739
	2 徴収費	14,142
	3 介護認定審査会費	97,729
2 保険給付費		13,692,191
	1 介護サービス等諸費	12,202,558
	2 介護予防サービス等諸費	566,285
	3 その他諸費	12,333
	4 高額介護サービス等費	324,006
	5 高額医療合算介護サービス等費	37,388
	6 特定入所者介護サービス等費	549,621
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		1,040,875
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	710,316
	2 一般介護予防事業費	56,925
	3 包括的支援事業・任意事業費	271,291
	4 その他諸費	2,343
5 保健福祉事業費		4,806
	1 保健福祉事業費	4,806
6 基金積立金		53
	1 基金積立金	53
7 諸支出金		6,002
	1 償還金及び還付加算金	6,002
8 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	15,011,538

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納入通知書作成等業務	令和 5年度分	令和5年度から 令和7年度まで	10,978
督促状作成等業務	令和 5年度分	令和5年度から 令和6年度まで	404
市税等納税管理及び徴収 補助等業務	令和 5年度分	令和5年度から 令和8年度まで	8,697
税公金収納機借上料		令和6年度から 令和7年度まで	212

石 巻 市 病 院 事 業 会 計

第26号議案

令和5年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	165床	療養病床	40床	計	205床
(2) 年間入院外来患者数	入院	60,685人	外来			59,312人
(3) 1日平均入院外来患者数	入院	165.8人	外来			244.1人
(4) 主要な建設改良事業	建設改良費					49,327千円
	器械備品購入費					239,438千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	病院事業収益	5,124,167千円
第1項	医業収益	3,597,613千円
第2項	医業外収益	1,444,554千円
第3項	特別利益	82,000千円

(支出)

第1款	病院事業費用	5,525,046千円
第1項	医業費用	5,437,492千円
第2項	医業外費用	68,304千円
第3項	特別損失	8,250千円
第4項	予備費	11,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	資本的收入	357,951千円
第1項	企業債	281,900千円
第2項	他会計出資金	69,186千円
第3項	他会計負担金	6,865千円

(支出)

第1款	資本的支出	439,951千円
第1項	建設改良費	288,765千円
第2項	企業債償還金	151,186千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医事業務	令和 5年度分	令和6年度から 令和8年度まで 189,860

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立病院医療 機器等整備事業債	217,400	普通貸借又 は証券発行 (ただし、 登録債)	5.0% 以内	起債年度から据置期間を含め30 年以内に借入先の融通条件に従い 元利均等償還又は元金均等償還に より償還する。ただし、融通条件 又は財政の都合により償還年限の 短縮又は借り換えをすることがで きる。
石巻市立牡鹿病院 設備改良事業債	49,300			
石巻市立牡鹿病院 医療機器等整備事 業債	15,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,565,473千円
- (2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第9条 医師確保対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
518,444千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、581,210千円と定める。

令和5年2月9日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決

石巻市下水道事業会計

第27号議案

令和5年度石巻市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度石巻市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	38,890 戸
(2) 年間処理水量	10,375,346 m ³
(3) 一日平均処理水量	28,426 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠等建設改良事業	2,526,904 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	下水道事業収益	9,472,222 千円
第1項	営業収益	2,604,379 千円
第2項	営業外収益	6,867,842 千円
第3項	特別利益	1 千円

(支出)

第1款	下水道事業費用	9,296,389 千円
第1項	営業費用	8,896,659 千円
第2項	営業外費用	396,041 千円
第3項	特別損失	689 千円
第4項	予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,593,046 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 70,025 千円並びに当年度損益勘定留保資金 1,417,213 千円、当年度利益剰余金処分額 105,808 千円で補填するものとする。）。

(収入)

第1款	資本的収入	4,443,465 千円
第1項	企業債	2,215,400 千円
第2項	分担金及び負担金	41,652 千円
第3項	補助金	2,186,413 千円

(支 出)

第1款	資本的支出	6,036,511千円
第1項	建設改良費	2,776,912千円
第2項	企業債償還金	3,256,599千円
第3項	予備費	3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
「石巻市水洗便 所等改造資金融 資あっせん要綱」 に基づく資金融 資に伴う利子補 給及び損失補償	令和 5年度分	令和6年度から 令和10年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に 対して年8.5%以内の利子補給
	令和 5年度分	令和5年度から 令和11年度まで 未償還元金の10/100に相当する金 額の損失補償
納付書・督促状作成等業務	令和6年度	1,184

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業債	1,359,900	普通貸借 又は証券発 行(ただし、 登録債)	5.0%以内(た だし、利率見直 し方式で借り 入れる政府資 金及び地方公 共団体金融機 構資金につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	起債年度から据置期 間を含め40年以内 に借入先の融通条件 に従い元利均等償還 又は元金均等償還に より償還する。 ただし、融通条件又は 財政の都合により償 還年限の短縮又は借 り換えをすることが できる。
流域下水道整備事業債	242,200			
資本費平準化債	567,700			
特別措置債	24,900			
浄化槽整備事業債	4,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 231,316千円

(他会計からの補助金)

第10条 分流式下水道等に要する経費等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,704,948千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち105,808千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 105,808千円

令和5年2月9日提出

石巻市長 齋藤正美

令和 年 月 日議決